

葵区 PR キャラクター制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

葵区 PR キャラクターの「あおいくん」について、令和 8 年 3 月 20 日をもって制作から 20 年を迎えることとなりました。

葵区はこの節目の年に、これまで以上に区民から愛される新たな葵区 PR キャラクターを制作するため、当該キャラクター制作業務について、企画提案（プロポーザル）方式により募集し、区民からの投票により、業者を選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度 葵地委第 7 号 葵区 PR キャラクター制作業務

(2) 業務内容

キャラクターデザイン（以下「デザイン」という。）、キャラクターの設定、キャラクターの名称（ネーミング）及びロゴデザイン制作、デザインマニュアル等の制作・監修に係る一切の業務。詳細は、「葵区 PR キャラクター制作業務仕様書」を確認してください。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで

(4) 契約上限金額

1,400,000 円を上限額とします。（消費税及び地方消費税 10%を含む）

(5) 支払方法

業務完了後の一括支払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴取）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有する事業者またはデザイン業を生業とし特定の法人に所属しない個人で、本業務に関する委託契約を静岡市との間で直接締結できること。なお、デザイン業を生業とする個人については、年収に占めるデザイン業の収入の割合が、50%を超えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等

と密接な関係を有するものでないこと。

(5) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和6年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年5月8日(金)17時まで	質問票【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年5月15日(金)17時まで	質問者に対し、順次電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
プロポーザル参加申請書等提出書類	令和8年5月22日(金)17時まで(必着)	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市葵区役所地域総務課(葵区役所1階)
企画提案書提出	令和8年6月5日(金)17時まで(必着)	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市葵区役所地域総務課(葵区役所1階)
書類選考(1次選考)	令和8年6月上旬から中旬	書類選考により7者程度を選定します。
書類選考(1次選考)審査結果通知	令和8年6月中旬	書類選考を通過した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。(審査結果は、全業者に通知します。)
プレゼンテーション(2次選考)	令和8年6月中旬から下旬	説明20分・質疑応答10分により実施し、3者程度を選定します。
プレゼンテーション(2次選考)結果通知	令和8年6月下旬	プレゼンテーション全参加者に通知します。
区民の投票期間	令和8年7月上旬から令和8年8月中旬	2次選考にて選定された案から、葵区民による投票を

		実施します。
最終決定	令和8年9月上旬	区民の投票結果により、最終的な採用者を決定します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年10月15日(木)17時まで	
説明要求に対する回答	令和8年10月22日(木)17時まで	

※スケジュール及び選定者数については、今後変更する場合があります。

5 提出書類（企画提案書を除く）

（1）質問票

本実施要領公表の日から契約予定者の選定の日まで、公募及び選定に関して電話・FAX・口頭による問合せは受けません。本実施要領及び仕様書（案）の内容についての質問は、「質問票【様式4】」により事務局あて電子メールで送付してください。

なお、本業務に関する説明会は行いません。

① 受付期間

令和8年4月14日（火）から令和8年5月8日（金）午後5時00分まで（必着）

② 質問への回答

令和8年5月15日（金）午後5時00分までに、順次質問者へ回答するとともに、静岡市ホームページへ掲載します。

URL: <https://www.city.shizuoka.lg.jp/p000358.html>

（2）参加申込書類

次のア～カの書類を令和8年5月22日（金）午後5時00分までに、事務局へ持参または郵送により提出してください。

参加申請書類	法人格を有する事業者	個人
ア 参加申請書【様式1】	必要	必要
イ 実績報告書【様式2】	必要（実績を別紙に記載すること）	必要（「デザイン業を生業とし特定の法人に所属しない個人としての実績の詳細」及び「年収に占めるデザイン業で得た収入の割合」を別紙に記載すること）
ウ 商業登記簿謄本	必要（コピー可）	不要

エ 印鑑証明書		不要	必要（原本）
オ 納税証明書	国税	様式その3の3（法人税及び消費税及び地方消費税）	様式その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税）
	市税	法人市民税及び固定資産税	個人市民税・県民税及び固定資産税
カ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】		必要	必要

※申請書類に使用する印は、法人については代表者印、個人については実印

※実績報告書【様式2】の別紙は任意様式

※納税証明書（市税）については、いずれも静岡市に対し納付義務がある場合のみ

6 企画提案書

参加資格確認通知（メールによる通知）により参加が認められた方は、次の書類を事務局あて郵送（書留郵便）又は持参によって提出してください。

※申請者が提出できる作品数は、1作品までとします。

※自作で未発表の作品に限ります。

※生成 AI 技術又はそれに準じた技術を使用するものは対象外とします。

（1） 必要書類

① デザイン画

ア キャラクターを直立させたときの正面・左右側面・背面の4方向から見たデザイン及び3Dイメージを制作してください。A4判白紙を使用し、正面の1方向でそれぞれ1枚、左右両面と背面の3方向でそれぞれ1枚、合計4枚としてください。

イ デザインはカラーとし、色の制限はなしとします。

② 企画提案書

ア 様式は自由としますが、A4判を使用してください。（縦横どちらでも可）

イ 葵区のPRキャラクターとして制作したデザインの意図及びキャラクターの特徴・性格・プロフィール・ストーリーなどを盛り込み、キャラクターの名称のほか、デザインの補足説明なども簡潔にまとめてください。

ウ 今後の活用の展開についての提案があれば、記載をしてください。

エ 提案書のページ数に制限はありませんが、20分以内で説明できる内容としてください。

オ 企画提案書は紙媒体2部（正本及び副本）及び電子媒体（CD-R）1部を提出してください。

カ 散逸しないような形で綴ってください。

③ 見積書

- ア 様式は自由としますが、A4判を使用してください。
- イ 税抜き価格と税込み価格（税率は10%）の両方を表記してください。
- ウ 1,400,000円（税込み）を超えないようにしてください。

(2) 受付期間

令和8年4月14日（火）から令和8年6月5日（金）午後5時00分まで（必着）

※持参の場合は土日及び祝日を除く

(3) 留意事項

以下の事項を含むデザインは対象外となります。

- ア 個人を特定できる情報が入ったもの
- イ 政党その他の政治団体又は宗教に関するもの
- ウ 営利活動を目的としているもの
- エ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- オ 第三者の権利を侵すおそれがあるもの
- カ 生成 AI 技術又はそれに準じた技術を使用するもの
- キ 公序良俗及び法令の規定に反するもの

7 選考方法

(1) 書類選考（1次選考）

①実施方法等

提出された企画提案書等の書類について、企画提案審査基準（別紙1）に基づき、本市が設置する葵区 PR キャラクター制作業務プロポーザル審査会における審査員及び事務局にて審査し、7者程度を選定します。

（応募者数により選定者数の変更を行う可能性があります。）

②書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

(2) プレゼンテーション（2次選考）

①実施方法等

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

- (ア) 準備：10分
- (イ) 説明：20分
- (ウ) 質疑応答：10分

イ プレゼンテーションは、原則として本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。

ウ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。

エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。

オ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。

カ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

②評価者

本市が設置する葵区 PR キャラクター制作業務プロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

③企画提案の評価

ア 企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙 1）に基づき項目ごとに数値化して採点します。採点の結果、最終審査である区民投票に諮る 3 者程度を選考します。

なお、審査の結果、評価点が 6 割に満たない場合は、その時点で不採用とさせていただきます。

イ プレゼンテーション全参加者へ審査結果を通知します。

④失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

ア 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合

イ プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合

ウ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

エ その他この書面に示した条件に適合しない場合

(3) 区民投票（最終選考）

①実施方法等

2 次選考で選定された企画提案書類のうち、「デザイン画」と「デザインの補足説明」を公表した上、WEB 及び投票用紙にて区民が投票による審査を行います。

※投票は 1 人 1 票です。

②最終結果の通知

最終結果は令和 8 年 9 月上旬頃に区民投票に進んだ方全員に通知します。

8 契約手続き等

(1) 選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行います。

(2) 採用者との交渉が不調に終わるなどした場合は、最終審査において次点とされた者と契約交渉を行います。

9 著作権等について

(1) 契約後、本業務の受託者は、仕様書に基づいて制作及び納品したデザインについて、委託者が広報活動や商標化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者の権利を行使しないことと

します。

- (2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとします。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととします。
- (4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを保証することとします。当該デザイン画、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、現著作物著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は受託者が負うこととします。
- (5) デザイン等に関して受託者が有する商標権については、無償で受託者に譲渡するものとします。ただし、商標権譲渡にかかる手続きについては、別途協議させていただきます。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用等は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に係る書類の差し替えや再提出は認めません。また、期限を超えて提出する場合は失格とします。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所 1階）

葵区役所地域総務課 総務係 担当者：杉山・小泉

電 話：054-221-1318

メール：aoi-soumu@city.shizuoka.lg.jp